

議案第62号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年2月13日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第37号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 緊急時本人情報提供サービス（事故、急病等の緊急時において緊急連絡
先等の本人に関する情報を救急隊員等の第三者に提供できるサービスと
して規則で定めるものをいう。）

第2条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（市川市手数料条例の一部改正）

2 市川市手数料条例（平成11年条例第40号）の一部を次のように改正す
る。

別表税関係手数料の表備考中「第2条第1項第1号」を「第2条第1号」

に改める。

(市川市印鑑条例の一部改正)

3 市川市印鑑条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第2項第3号中「第2条第1項第3号」を「第2条第3号」に改める。

第12条第2項中「第2条第1項第3号」を「第2条第3号」に改め、同条第4項中「第2条第1項の」を「第2条の」に、「同項第1号イ」を「同条第1号イ」に、「第2条第1項第1号イ」を「第2条第1号イ」に改める。

理　　由

実証研究事業として提供する多目的サービスの検証期間が満了することに伴い、当該事業を廃止するとともに、その検証結果を踏まえた多目的サービスの提供を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

